

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成29年10月31日

【会社名】 株式会社UMNファーマ

【英訳名】 UMN Pharma Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 平野 達義

【本店の所在の場所】 秋田県秋田市御所野湯本四丁目2番3号

【電話番号】 018-892-7411(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 橋本 裕之

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目14番30号

【電話番号】 045-595-9840(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 橋本 裕之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	178,800,000円
転換社債型新株予約権付社債	1,460,200,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	600,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 本新株式の発行については、平成29年10月31日開催の当社取締役会において決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所は次の通りであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	600,000	178,800,000	89,400,000
一般募集			
計(総発行株式)	600,000	178,800,000	89,400,000

(注) 1. 発行価額の総額を割当予定先に対して第三者割当の方法により割当てます。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は89,400,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
298	149	100株	平成29年11月16日		平成29年11月16日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込場所に発行価額の総額を払込むものとしします。

4. 本有価証券届出書の効力発生後、上記株式の割当予定先から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社UMNファーマ 横浜本社	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目14番30号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新橋支店	東京都港区新橋一丁目10番6号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)】

銘柄	株式会社UMNファーマ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち、社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金1,460,200,000円(新株予約権49個)
各社債の金額(円)	金29,800,000円の1種。
発行価額の総額(円)	金1,460,200,000円
発行価格(円)	各本社債の金額100円につき金100円。ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	年0.22%とする。
利払日	毎年12月31日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本社債の利息は、平成29年11月16日(当日を含まない。)から平成33年11月15日(当日を含む。)までこれを付し、平成29年12月31日以降毎年12月31日及び満期償還日(各日を以下、「利息支払日」という。)に、直前の利息支払日(但し平成29年12月31日の利息支払日については平成29年11月16日とする。)(当日を含まない。)から利息支払日(当日を含む。)までの期間の利息を後払いする。本社債の利息は、満期償還日又は上場廃止等の繰上償還日(いずれも当日を含まない。)後はこれを付さない。 2. 利息支払日以外の日の本新株予約権の行使請求の効力が発生する場合、行使請求された本新株予約権に関し出資される本社債の利息は、直前の利息支払日(但し本新株予約権の行使請求の効力発生日が平成29年12月31日より前の日である場合には平成29年11月16日とする。)(当日を含まない。)から本新株予約権の行使請求の効力発生日(当日を含む。)までの期間の利息を、本新株予約権の行使請求の効力発生日に支払うものとする。本社債の利息は、それに付された本新株予約権の行使請求の効力発生日(当日を含まない。)後はこれを付さない。 3. 1年以内の期間の利息については、かかる期間中の実日数につき1年を365日とする日割計算によりこれを計算する(各本社債の利息につき、1円未満の端数は四捨五入する)。 4. 利息支払日が銀行休業日(銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を「銀行休業日」といい、銀行休業日以外の日を「銀行営業日」という。以下同じ。)に該当する場合には、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 5. 償還日に弁済されなかった場合には、当該元本について、償還日の翌日(当日を含む。)から弁済がなされた日(当日を含む。)までの期間につき、年14.6%の利率による遅延損害金を付すものとする。
償還期限	平成33年11月15日

償還の方法	<p>1. 満期償還 本社は、平成33年11月15日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。</p> <p>2. 上場廃止等による繰上償還 (1) 金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下、「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(2) 当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(3) 当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(4) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に)償還日(以下、「上場廃止等繰上償還日」という。)を指定して繰上償還を通知(以下、「上場廃止等繰上償還通知」という。)することによって、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額100円につき金100円にて上場廃止等繰上償還日までの経過利息を付して繰上償還するものとする。但し、この場合、上場廃止等繰上償還日は、上場廃止等繰上償還通知を行った日から14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等(下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄にて定める)を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本号記載の当社の償還義務は適用されない。</p> <p>3. 買入消却 本社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の割当日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>4. 本項に定める満期償還日、上場廃止等繰上償還日又は買入すべき日が銀行休業日に該当する場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権付社債を塩野義製薬株式会社(以下、「シオノギ」という。)に割り当てる。
申込証拠金(円)	該当事項なし
申込期間	平成29年11月16日
申込取扱場所	株式会社UMNファーマ 横浜本社
払込期日	平成29年11月16日
振替機関	該当事項なし
担保の種類	該当事項なし
担保の目的物	該当事項なし
担保の順位	該当事項なし
先順位の担保をつけた債権の金額	該当事項なし
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	該当事項なし
担保付社債信託法上の受託会社	該当事項なし
担保の保証	該当事項なし

財務上の特約(担保提供制限)	<p>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。</p> <p>当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本新株予約権付社債には担保切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。</p>

(注) 1. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各号のいずれか1つに該当する場合には、本社債の元金の全額について当然に期限の利益を失う。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができない場合
- (2) 当社が租税公課を滞納して保全差押を受けた場合
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失した場合(但し、当該債務の合計額が10,000,000円を超えない場合を除く。)、支払を停止した場合又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (4) 当社が当社以外の社債若しくはその他の借入債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行ができない場合(但し、当該債務の合計額が10,000,000円を超えない場合を除く。)
- (5) 当社の所有する資産に対して強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行又は競売の申立があった場合、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じた場合
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、又は会社更生手続開始その他の倒産法制に規定された手続きの申立をした場合
- (7) 当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、又は会社更生手続開始その他の倒産法制に規定された手続きの申立がなされた場合
- (8) 当社が特定認証紛争解決手続(事業再生ADR手続)の利用申請を行った場合
- (9) 当社が事業の全部又は重要な一部を休止し、若しくは廃止又は譲渡した場合
- (10) 当社が解散(合併の場合を除く。)の決議をした場合
- (11) 当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となった場合
- (12) 当社が本新株予約権付社債の要項に違反し、本社債権者の請求にもかかわらず当該違反の状態が30日間継続した場合
- (13) 当社が本社債権者に対して社債権者としての権利行使に関して書面にて表明又は説明した事項に虚偽の内容が含まれていることが判明した場合
- (14) 当社が本新株予約権付社債に関し本社債権者と締結した契約に違反し、本社債権者の指定する合理的な期間内にその履行又は補正をしない場合
- (15) 東京証券取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合

3. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて本社債権者に直接通知する方法によることができる。

4. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を上記3.に定める方法により公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、神奈川県においてこれを行う。
- (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

5. 償還金及び利息の支払場所

株式会社三井住友銀行 新橋支店
東京都港区新橋一丁目10番6号

6. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 上記3. に定める公告に関する費用
- (2) 上記4. に定める社債権者集会に関する費用

7. 信用格付

本社債に関し、格付は取得していない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。)
新株予約権の目的となる株式の数	4,900,000株 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求された本新株予約権に関し出資される本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる最大整数(以下、「交付株式数」という。)とする。但し、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、当該本新株予約権に係る各本社債の金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 各新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するに当たり用いられる価額(以下、「転換価額」という。)は、以下の通りとする。 転換価額は、当初298円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、以下の(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合においては、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。但し、本新株予約権付社債の過半数に相当する本新株予約権付社債を保有する本社債権者が同意した場合には転換価額を調整しないものとする。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>転換価額調整式で使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に以下の(2)からまでの各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また基準日が定められていない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に以下の(2)又は(4)に基づき転換価額の調整が別途なされた場合は、当該別途なされた調整において交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。</p>

	<p>転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する当社普通株式数(基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まない。)とし、当社普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する当社普通株式数(効力発生日における当社の有する当社普通株式に関して減少した当社普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下の(2)、及び の場合は0円とし、(2) の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。)、(2) の場合は(2) で定める対価の額とする。</p> <p>(2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>当社普通株式の株式分割の場合 調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>以下の(3) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を発行(自己株式の処分を含む。)又は交付する場合(当社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本3において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本3において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられた場合は当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、当社普通株式の併合により株式を取得される株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに以下の(3) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は以下の(3) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)</p>
--	--

	<p>調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され当社普通株式が交付したものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込その他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される当社普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。</p> <p>(3) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。</p> <p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の単純平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</p> <p>(4) 上記(2)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>当社を存続会社とする合併、資本金の減少、他の会社が行う吸収分割、新設分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換、株式移転による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合</p>
--	--

	<p>その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合</p> <p>(5) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整を行わないものとする。但し、本(5)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(6) 上記(1)から(5)までにより転換価額の調整を行う場合、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>(7) 転換価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、転換価額の適切な調整その他合理的に必要な措置を講じる。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,460,200,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の金額の総額を、交付株式数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。</p> <p>3. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記2.記載の資本金等増加限度額から上記2.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成29年11月17日から平成33年11月15日までの間(以下、「行使請求期間」という。)とする。但し、本社債の繰上償還又は買入消却を行う場合は、当社が取得する本新株予約権の権利行使については、上場廃止等繰上償還日又は買入すべき日の前銀行営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成33年11月16日以後に本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社UMNファーマ 横浜本社 財務部 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目14番30号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことができない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の取得の事由及び取得の条件は定めない。

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。 2. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、当該本新株予約権に係る各本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(組織再編等における相手方であった本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう合理的な範囲で最善の努力をするものとする。但し、係る承継及び交付については、当該時点で適用のある法律上(当該法律に関する公的な又は司法上の解釈若しくは運用を考慮するものとする。)、これを行うことが可能であり、そのための現実的な仕組みが既に構築されているか、又は構築可能であり、かつ、当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるような合理的な範囲で最善の努力をするものとする。 2. 上記1.に従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下の通りとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権の数 当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 (2) 新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下の又はに従う。なお、転換価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3と同様に調整に服する。 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使した時に受領できるように、転換価額を定める。

	<p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、当該承継された新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該承継された新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該社債の金額と同額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編等の効力発生日(但し、場合によりその14日後以内の日)から、行使請求期間の満了の日までとする。</p> <p>(6) その他の新株予約権の行使の条件等 承継会社等の各新株予約権の一部について行使することはできないものとする。</p> <p>(7) 承継会社等による新株予約権の取得事由 承継会社等による新株予約権の取得事由は定めない。</p> <p>(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(9) 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付 承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱を行う。</p> <p>(10) その他承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。</p> <p>3. 当社は、第1号の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引受又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に従う。</p> <p>4. 「組織再編等」とは、当社の株主総会決議(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議)によって、当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。)、資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)、又はその他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認が採択されることをいう。</p>
--	---

(注) 1. 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計49個の新株予約権を発行する。

2. 本転換社債型新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社が定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、上記「新株予約権の行使期間」欄に記載の行使期間中に、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に記載の行使請求受付場所(以下、「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。

3. 本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生時期

上記2.記載の行使請求書が行使請求受付場所に到着したときに、行使請求の効力が発生する。

4. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項その他の関係法令に定めるところに従い、当該行使に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより当社普通株式を交付する。

5 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

6 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
1,639,000,000円	10,620,000円	1,628,380,000円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(178,800,000円)と本新株予約権付社債の発行価額(1,460,200,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬7,620千円、新株予約権付社債評価費用1,500千円、登記関連費用700千円及び有価証券届出書作成費用800千円であります。

(2) 【手取金の使途】

	具体的な資金使途	使途明細	金額(千円)	支出予定時期
	シオノギとの業務提携に基づく第1フェーズに係る基盤技術整備及び開発候補品の基礎的研究に関する研究開発投資資金	基盤技術整備に係る研究開発投資資金	604,794	平成29年11月～平成31年12月
		開発候補品の基礎的研究に係る研究開発投資資金	497,117	平成29年11月～平成31年12月
	シオノギとの業務提携に基づく第1フェーズに係る基盤技術整備及び開発候補品の基礎的研究に関する設備投資資金	横浜研究所実験環境整備に係る設備投資資金	27,863	平成29年12月～平成30年3月
		秋田工場再立ち上げに係る設備投資資金	67,309	平成29年11月～平成30年2月
	当社事業維持に必要な運転資金	シオノギとの業務提携に係る各種管理費用、及び当社事業維持に係る運転資金	431,297	平成30年3月～平成31年12月
合 計			1,628,380	

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金や保全性の高い手法等で保管・運用する予定であります。

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由 本資本業務提携の目的」に記載の通り、シオノギとの業務提携の遂行に必要な研究開発資金及び設備投資資金、並びに当社事業維持のための運転資金として、資金を充当する予定であります。

シオノギとの業務提携に基づく第1フェーズに係る基盤技術整備及び開発候補品の基礎的研究に関する研究開発投資資金

シオノギとの業務提携に基づき、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由 本資本業務提携の内容 () 業務提携の内容」に記載する業務提携第1フェーズにおけるヒト用感染症予防ワクチンをはじめとする創薬に関する基盤技術整備、及び「次世代バイオ医薬品自社開発事業」で開発を進めている自社開発パイプラインの一部及び自社開発パイプライン以外の新規開発候補ターゲットで構成される開発候補品の基礎的研究に係る研究開発資金として1,101,911千円を充当する予定であります。

具体的には、平成29年11月より平成31年12月までの期間において、横浜研究所及び秋田工場にて、積極的に研究人材採用を進め、上記ヒト用感染症予防ワクチンの基盤技術整備に係る製造技術研究、アジュバント技術研究及びドラッグデリバリー技術等の包括的な研究開発を遂行するとともに、一部外部委託により品質管理のための各種データを取得するため、直接・間接消耗品費、外注費、研究者人件費、水道光熱費等に604,794千円を充当する予定であります。また、並行して平成29年11月より平成31年12月までの期間において、当該基盤技術を用いた開発候補品の基礎的研究を遂行する計画であり、横浜研究所及び秋田工場にて原薬・製剤に関する製造プロセス開発を実施するとともに、秋田研究所にて基礎的研究によって得られた原薬及び製剤を用いてマウス等に投与し

有効性及び安全性を確認するための動物実験等を実施する予定であり、開発候補品の基礎的研究を遂行するため、直接・間接消耗品費、外注費、研究者人件費、水道光熱費等に497,117千円を充当する予定であります。

シオノギとの業務提携に基づく第1フェーズに係る基盤技術整備及び開発候補品の基礎的研究に関する設備投資資金

シオノギとの業務提携に基づき、業務提携第1フェーズにおけるヒト用感染症予防ワクチンをはじめとする創薬に関する基盤技術整備、及び「次世代バイオ医薬品自社開発事業」で開発を進めている自社開発パイプラインの一部及び自社開発パイプライン以外の新規開発候補ターゲットで構成される開発候補品の基礎的研究を実施するために必要な横浜研究所及び秋田工場における各種設備、分析機器類、生産管理システムの導入等の設備投資資金として95,172千円を充当する予定であります。

具体的には、平成29年12月より平成30年3月までの期間において、横浜研究所における基盤技術整備に係る研究開発を遂行するための実験環境整備を行うことを目的とした分析機器類の更新、及び実験区域の一部改修等を行うための設備投資資金として27,863千円を支出する予定であります。また、秋田工場にて、上記に記載する基盤技術整備を用いての試験製造、及び開発候補品に係る原薬の試験製造・品質試験等を実施する計画であることから、空調、製造用水、培養タンク、生産管理システム、品質管理用分析機器類等に関し、信頼性保証体制等に準じた稼働確認を行う必要があります。平成29年11月から平成30年2月までの期間において、当該再立ち上げに伴う上記各種設備の部品交換・校正、及び生産管理システム更新に係る設備投資資金として67,309千円を支出する予定であります。

当社事業維持に必要な運転資金

シオノギとの業務提携を遂行するために必要な成果管理等資金、及び当社事業維持に必要な運転資金として431,297千円を充当する予定であります。

具体的には、シオノギとの業務提携に係るステアリングコミッティを両社にて設置、第1フェーズ期間中における基盤技術整備及び開発候補品基礎的研究に関する研究開発進捗管理、研究開発投資進捗管理、並びに知的財産等の成果管理等を行ってまいります。これら管理は一義的に当社の役割として実施する計画であります。この他、当社として第1フェーズ期間中における事業維持に必要な運転資金に充当してまいります。これらシオノギとの業務提携に係る各種管理費用、並びに当社事業維持に必要な運転資金として人件費、支払手数料、支払報酬等に431,297千円を支出する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

a. 割当予定先の概要	名称	塩野義製薬株式会社
	本店の所在地	大阪府大阪市中央区道修町3丁目1番8号
	届出書の提出日において既に提出されている直近の有価証券報告書の提出日	第152期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)有価証券報告書 平成29年6月22日 関東財務局長に提出 第153期第1四半期(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)四半期報告書 平成29年8月9日 関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、平成29年10月31日付にてシオノギと資本業務提携(以下、「資本業務提携」といいます。)を行うこととし、同日付で資本業務提携契約(以下、「本資本業務提携契約」といいます。)を締結いたしました。

本資本業務提携の経緯

当社は、製薬業界で培った開発経験とネットワークを駆使し、十分な治療法や製造技術のない領域にて、革新的な医薬品を迅速に開発することを会社のミッションに掲げ、平成16年4月に設立されました。

当社は、国内において開発してまいりました主要自社開発パイプラインである「UMN-0502」(季節性組換えインフルエンザHA^(注1)ワクチン(多価)、以下、「UMN-0502」といいます。)について、平成29年1月10日に、当時の事業パートナーであったアステラス製薬株式会社が、厚生労働省に対して行っていた製造販売承認申請を取り下げるとともに、共同事業契約の解約権を行使する旨の申し入れを受けることとなった結果、平成29年1月31日付「特別損失の計上に関するお知らせ」及び「当社連結子会社である株式会社UNIGENの当社持分株式譲渡に関するお知らせ」にて開示した通り、平成28年12月期において多額の事業整理損を特別損失に計上するとともに、UMN-0502原薬製造を担う予定であった子会社を譲渡し抜本的な事業再構築・グループ再編を実施いたしました。また、これに伴い、インフルエンザワクチン原薬製造事業の協業先であった株式会社IHIとの提携を解消いたしました。

このような経営環境の急激な変化への対応策として、平成29年2月14日に「今後の当社事業方針について ~ 大規模生産事業モデルから、CMC^(注2)開発・工業化検討段階に特化した事業モデルへの転換 ~」を発表、当社単体としての新たな事業方針を明確にいたしました。当社におけるミッションを「未充足医療領域のニーズを満たすべく、革新的なバイオ医薬品を迅速に開発すること、世界に存在する優れたシーズの研究段階から開発段階、更には製品供給への移行を積極的に支援・橋渡しを行うことで、より効率的に生産が可能な高付加価値バイオ医薬品を創出・供給し、広く社会に貢献する。」と再定義し、当社の主要事業領域である「次世代バイオ医薬品自社開発事業」及び「バイオ医薬品等受託製造事業」に関し、事業再構築に向けて以下の方針を定めました。

- ・次世代バイオ医薬品自社開発事業の方針
 - 既存自社開発パイプラインの再構築及び早期提携の実現
 - 新規パイプラインの導入、周辺技術の取り込みによる高付加価値バイオ医薬品の創出
- ・バイオ医薬品等受託製造事業の方針
 - 「バイオ医薬品のCMC開発・工業化検討」領域に特化した受託事業の展開
 - 包括的な受託案件の獲得、受託案件から共同研究・共同開発への発展

現在、これら新事業方針の下、上記2事業を中心に展開しております。

「次世代バイオ医薬品自社開発事業」については、各種感染症に対する予防ワクチンを中心に開発を進めております。現在、ウイルス性胃腸炎の主な原因ウイルスであるノロウイルスに対する「UMN-2002」(組換えノロウイルスVLP^(注3)単独ワクチン)、「UMN-2001」(組換えロタウイルスVP6単独ワクチン)、ノロウイルス及びロタウイルスに対する「UMN-2003」(組換えノロウイルスVLP+組換えロタウイルスVP6混合ワクチン)、ジカウイルスワクチン、「UMN-0502」、「UMN-0501」(組換えインフルエンザHAワクチン(H5N1)、以下、「UMN-0501」といいます。)、世界保健機関(World Health Organization:WHO)がH5N1とともにパンデミック発生の可能性を指摘しているH9N2亜型に対する「UMN-0901」(組換えインフルエンザHAワクチン(H9N2))の開発に経営資源を重点的に配分し研究開発を進めております。また、「バイオ医薬品等受託製造事業」については、バイオ医薬品のCMC開発・工業化検討領域に特化した受託業務の受注活動に取り組んでおります。

一方、当社は、平成29年2月14日開示「平成28年12月期決算短信」において、事業状況及び現有資金状況より、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識するに至っており、また、平成29年3月31日に提出した平成28年12月期における有価証券報告書において債務超過となったことから、同日に株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程第603条第1項第3号本文の規定に基づき、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となっております。当該猶予期間は平成29年1月1日から平成29年12月31日までとなっております。平成29年1月31日開示「当社連結子会社である株式会社UNIGENの当社持分株式譲渡に関するお知らせ」に記載の通り、同日連結子会社である株式会社UNIGENを譲渡いたしました。その結果、平成29年12月期より単体業績となったことから当該債務超過状態は一旦解消しておりますが、平成29年12月期通期業績において債務超過を確実に解消することが喫緊の課題となっております。

このような事業及び財務環境下において、特に次世代バイオ医薬品自社開発事業に関し、早期に新たな事業パートナーとの提携を実現し、事業維持・持続的発展を可能にする研究開発資金及び事業維持資金を確保することが、当社事業の継続・発展において最重要と考え、新たな事業パートナーとの提携を図るべく、各種活動に積極的に取り組んでまいりました。具体的には、平成29年2月以降、当社、取引銀行、証券会社等のネットワークを最大限活用し、感染症予防ワクチン事業領域に興味がある国内外の製薬企業、バイオ医薬品原薬製造事業への進出やバイオ医薬品の開発・販売事業領域への新規参入を検討されている化学メーカー等に提携可能性の打診をしてまいりました。

このような提携活動状況下、シオノギにおいて、重点領域の一つである感染症領域において治療薬のみならず感染症予防ワクチンの基盤技術の獲得に向け、当社の感染症予防ワクチンに関する各種知見・ノウハウ・技術に興味を持っていただきました。シオノギは、大正8年に設立された伝統ある製薬企業であり、感染症領域を重点領域の一つとして掲げ、これまで抗生物質やHIV治療薬の他、直近ではインフルエンザ治療薬の開発等に積極的に取り組んでいる豊かな創薬力を有する製薬企業であります。シオノギにおいては、更なる中長期的な成長・発展を実現するため、感染症領域において治療薬のみならず、感染症予防ワクチン領域への展開について可能性を検討しておられました。

当社としても、感染症領域に強みを有するシオノギとの感染症予防ワクチン開発に係る提携が実現できれば、当社における事業再構築のみならず中長期的な事業発展、企業価値向上に大いに寄与するものであるとの判断の下、シオノギに対して、感染症予防ワクチンの基盤技術開発等に関する提携について提案を行いました。

このように両社における考えが一致したことから、平成29年5月より、感染症予防ワクチンの基盤技術の確立に向けた業務提携並びに当該技術の確立及び当社事業遂行に必要な資金の確保に向けた資本提携の可能性に関し、協議を開始いたしました。

[用語解説]

(注1) HA: (Hemagglutinin ヘムアグルチニン)

試験管内にて赤血球の凝集体を作らせる働きを有する糖たん白で、インフルエンザをはじめとするウイルスや細菌等の表面に存在する。ウイルスは、ヘムアグルチニンの働きにより、細胞に感染する。HA1とHA2からなるモノマー(単量体)がトリマー(三量体)を形成する構造をとる。

(注2) CMC: (Chemistry, Manufacturing and Control)

医薬品における原薬プロセス研究、製剤開発研究及び品質評価研究を統合した概念。

(注3) VLP: (Virus Like Particle)

ウイルスの外殻のみを持ち、内部にはウイルスゲノムを持たない中空のウイルス様粒子のこと。ウイルスゲノムを持たないことから宿主内で増殖できないが、外殻に対する抗体産生を誘導する。VLPは、組換えたん白

の単一分子と比べはるかに大きく、樹上細胞やマクロファージなどの抗原提示細胞に病原体の如く貪食され

やすいため、アジュバント^(注4)なしで強力な免疫を誘導する抗原として期待されている。

(注4) アジュバント：ワクチンの有効性を高めるための免疫増強を目的とする医薬品添加物をいう。

本資本業務提携の目的

本資本業務提携の目的は、業務提携においては、当社の感染症予防ワクチンに関する各種知見・ノウハウ・技術を用いて、シオノギの資金支援のもと、共同でヒト用感染症予防ワクチンをはじめとするヒト用医薬品の研究・開発・申請・上市^(注5)を実現することで、両社の企業価値の向上を目指すことにあります。また、資本提携においては、双方による業務提携への中長期的、戦略的なコミットメントをより強固にすることを目的として、当該業務提携の遂行に必要な研究開発資金及び設備投資資金、並びに当社事業維持のための運転資金の資金支援を得るべく、当社はシオノギに対して本新株式及び本新株予約権付社債の第三者割当(以下、「本第三者割当」といいます。)を実施いたします。

具体的には、当社は、本第三者割当により調達した資金を活用し、シオノギと共同で、当社の感染症予防ワクチンに関する各種知見・ノウハウ・技術を用いて、ヒト用感染症予防ワクチンをはじめとする創薬に関する基盤技術整備を行うとともに、当社が「次世代バイオ医薬品自社開発事業」で進めている自社開発パイプラインの一部及び自社開発パイプライン以外の新規開発候補ターゲットで構成される開発候補品について、基礎的研究を進めます。将来的には基礎的研究で得られた成果をもとに、両社が合意した開発候補品について、基盤技術整備で確立した技術に基づき、研究・開発・申請・上市を進めます。更に、両社協業による新たなバイオ医薬品の創出を目指してまいります。

[用語解説]

(注5) 上市：医療用医薬品において、審査当局による審査を経て、厚生労働省より製造販売承認を取得した上で市場にて販売すること。

本資本業務提携の理由

今回、シオノギには、当社が10年以上にわたるインフルエンザワクチンの開発に携わってきたことにより蓄積された感染症予防ワクチンに関する各種知見・ノウハウ・技術、具体的には 国内研究機関等のキーオピニオンリーダーを中心とする外部の人的ネットワーク、 組換えたん白質抗原に加え、アジュバント、製剤・ドラッグデリバリー技術を組み合わせたワクチンデザイン構築、 臨床試験にあたっての治験デザイン、 研究開発・承認申請対応業務に係る各種データ、並びに CMC開発及びインフルエンザワクチン原薬のGMP生産経験・ノウハウを評価いただき、共同で、これら当社各種知見・ノウハウ・技術を用いて、ヒト用感染症予防ワクチンをはじめとするヒト用医薬品の研究・開発・申請・上市を目指すことで、両社合意いたしました。

本資本業務提携において、シオノギは、当社に対する中長期的、戦略的コミットメントとして第三者割当による本新株式及び本新株予約権付社債の引き受けを行い、当社への中期的な資金支援を実施いたします。これにより、当社は、今般のシオノギとの業務提携に基づくヒト用感染症予防ワクチンをはじめとする創薬に関する基盤技術整備、及び「次世代バイオ医薬品自社開発事業」における自社開発パイプラインの一部及び自社開発パイプライン以外の新規開発候補ターゲットで構成される開発候補品の基礎的研究を進めるための研究開発資金及び設備投資資金、並びに当社事業維持に必要な運転資金を確保するとともに、財務基盤の強化を実現することができるものと考えております。また、本新株式及び本新株予約権付社債の割当予定先であるシオノギは、下記の「(5)株券等の保有方針」に記載の通り、取得した本新株式及び本新株予約権の転換により取得した当社普通株式を中長期的に保有する方針であり、業務提携期間中は当社の事前の承諾なく譲渡しない旨、及び合理的理由なく貸株等を行わない旨を、本新株式及び本新株予約権付社債の買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)において合意する予定であります。当社は、シオノギと業務提携に加えて資本提携を行うことは、安定株主として中長期的な視点にて当社との協業体制を資本金及び資金面からも支援いただける最も企業価値向上につながる提携スキームであると考えております。

また、当社は、本資本業務提携の目的を確実に達成するため、下記「本資本業務提携の内容()業務提携の内容」に記載の通り、第1フェーズ期間中、本資本業務提携に専念することで、着実に第2フェーズに移行することにより、独占的ライセンス契約その他の形態の契約への移行を実現し、売上及び収益の拡大を目指してまいります。長期的には、将来の開発候補品の上市によるロイヤルティ収入等により、更なる売上及び収益の拡大の実現性が高まるものと考えております。

以上の理由により、本資本業務提携は、中長期的な当社の企業価値向上に資することから、株主の利益に貢献するものと判断いたしました。

本資本業務提携の内容

() 業務提携の内容

今般のシオノギとの業務提携は、第1フェーズ及び第2フェーズの2段階で構成されており、本資本業務提携契約は第1フェーズに関するものであります。なお、第1フェーズ期間の目処は、本資本業務提携契約締結日より平成31年12月末までを想定しております。

第1フェーズにおいては、当社とシオノギは、当社の感染症予防ワクチンに関する各種知見・ノウハウ・技術を用いて、ヒト用感染症予防ワクチンをはじめとする創薬に関する基盤技術整備を行います。並行して、当社が「次世代バイオ医薬品自社開発事業」で開発を進めている自社開発パイプラインの一部及び自社開発パイプライン以外の新規開発候補ターゲットを当初の開発候補品として選定し基礎的研究を進めます。なお、上記開発候補品に含める当社自社開発パイプラインについては、今後、改めて新薬として開発することを想定しており、第2フェーズに移行した場合において開発対象となったパイプラインについては、改めて開発コードを付すこととなります。本資本業務提携に当社経営資源を集中するため、開発候補品として選定した以外の自社開発パイプラインについては、当面は開発の優先順位を下げることとなります。従いまして、今後、現時点における既存自社開発パイプラインの見直し・中止、並びに新規開発候補ターゲットを新たな自社開発パイプラインに追加する等を行ってまいります。

また、当社は、本資本業務提携契約に従い、第1フェーズ期間中において、シオノギから業務提携開始日より2年間にわたり、半年毎に当該期間に係るあらかじめ定められた成果の達成状況に基づき、一定額のマイルストーンを収受いたします。なお、当社は、本資本業務提携契約において、第1フェーズ期間中、本資本業務提携に係る業務に専念する義務を負うため、その他の事業につきましては、本資本業務提携に係る業務の進捗に支障のない範囲で、「バイオ医薬品等受託製造事業」における受託業務等を遂行することとなります。

基盤技術整備に一定の成果が得られたと両社が判断した時点より、第2フェーズへステップアップするため、当社及びシオノギは、並行して進めていた基礎的研究成果に基づき開発候補品の選択を行い、基盤技術整備により確立した技術を用いて、研究・開発・申請・上市を推進することを目的とした独占的ライセンス契約その他の形態による協業に関する契約について協議することとなります。第2フェーズに移行した場合、当社は、治験薬製造、商用生産準備及び商用生産、並びに開発対象として両社が決定した開発候補品の研究継続を担い、シオノギが非臨床及び臨床試験の実施、並びに薬事対応及び販売を担うことを想定しております。なお、第2フェーズの実施にあたっては、追加の資金調達が必要となるものと想定されることから、第2フェーズ移行時に、改めてシオノギと、第2フェーズにて必要な研究開発資金等に係る資金調達に関し、協議する予定であります。

() 資本提携の内容

当社は、本資金調達により、シオノギに当社普通株式600,000株(本新株式割当後の所有議決権割合4.69%、発行済株式総数に対する所有割合4.69%)及び本新株予約権付社債49個(本新株予約権の目的である当社普通株式4,900,000株、本新株予約権付社債に係る本新株予約権割当後の所有議決権割合28.67%、発行済株式総数に対する所有割合28.66%。あわせて本新株式及び本新株予約権付社債に係る本新株予約権割当後の所有議決権割合31.09%、発行済株式総数に対する所有割合31.08%)を割り当てます。

なお本資本業務提携契約において、当社普通株式の株価の状況等により本新株予約権付社債の転換が行われないため、当社の純資産状況が著しく悪化すると想定される場合には、本新株予約権付社債を買い消却し、当該時点の当社普通株式の株価を発行価額の基準とする株式、又は当該時点の当社普通株式の株価を行使価額の基準とする転換社債型新株予約権付社債を新たに発行することにつき、当社とシオノギで協議することとされています。

(3) 資金調達方法の選択理由

他の資金調達方法との比較

() 公募増資

公募増資による新株発行は、当社の財務状況に鑑みた場合、実現性に乏しく、他の方法により資金調達を図らざるを得ません。

() 株主割当

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

() MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

() 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本資金調達スキームと比較して低いと考えられます。

() 行使価額修正条項付新株予約権

株価に連動して行使価額が修正される新株予約権(いわゆるMSWT)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、株価推移により調達金額は決定されるという構造上、行使の完了まで調達金額が確定しがたいため、必要とする十分な資金を調達できるかどうかが不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

() 新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。他方でノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は2期連続で経常赤字を計上しているため、取引所の規則上実施することができません。

() 借入による資金調達

当社の財務状況を鑑みた場合、与信上金融機関からの借入れは困難な状況であります。従って、他の方法により資金調達を図らざるを得ません。

本資金調達の方法について

本新株式及び本新株予約権付社債を組み合わせる本資金調達は、平成29年10月31日付で締結したシオノギとの業務提携における研究開発等に充当することを目的としており、本新株式及び本新株予約権付社債の全てを業務提携先であるシオノギに割り当てる予定であります。

当初において、当該業務提携に係る第1フェーズにおける必要資金を一度に確保しつつ、シオノギとの業務提携における開発状況及び当社財務状況に応じて本新株予約権付社債に係る本新株予約権の行使が進められることが想定されることから、株式のみで資金調達を行う場合と比較して短期間の希薄化を抑制することが可能になるメリットを有しております。なお、本新株予約権付社債の満期償還日までの期間において当社普通株式の株価が転換価額を下回って推移した等の結果、全ての本新株予約権付社債が株式に転換されない場合、償還原資を別途調達する必要がありますが、シオノギとの業務提携が継続している場合は、別途シオノギと協議し、その対応方針を決定することとしております。一方、シオノギとの業務提携が解消された場合は、償還原資を確保するための資金調達を実施することとなりますが、いずれの場合においても、本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債の発行要項に定める上場廃止等による繰上償還義務以外の繰上償還義務はないため、満期償還日である平成33年11月15日までは償還原資確保のための対応を講じることが可能となっております。

また、下記「(5) 株券等の保有方針」に記載の通り、シオノギは、取得した本新株式及び本新株予約権の転換により取得した当社普通株式を中長期的に保有する方針であり、業務提携期間中は当社の事前の承諾なく譲渡しない旨、及び合理的理由なく貸株等を行わない旨を本買取契約において合意する予定であることから、当社として当社普通株式の流通市場に与える影響は限定的なものと考えております。これら理由より、当社取締役会は、本資金調達が最適な資金調達方法であると判断いたしました。

ロックアップについて

当社は、本買取契約においてシオノギとの間で、本新株予約権付社債が残存する限り、当社において普通株式等資本性を有する証券を発行又は交付する場合は、本買取契約締結日までに発行した新株予約権の行使に基づき普通株式を発行又は交付する場合を除き、シオノギの事前の書面による同意を必要とする旨を合意する予定であります。

(4) 割り当てようとする株式の数

本新株式

シオノギに割り当てる本新株式(当社普通株式)の総数は600,000株であります。

本新株予約権付社債

シオノギに割り当てる本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の目的である株式の総数は、4,900,000株であります。

(5) 株券等の保有方針

本新株式

当社は、本資金調達のうち本新株式について、割当予定先であるシオノギからは中長期的に保有する予定である旨を口頭で確認しており、また本有価証券届出書の効力発生後にシオノギと締結する予定の本買取契約において、業務提携の趣旨に鑑み業務提携期間中は当社の事前の承諾なく譲渡しない旨、及び合理的理由なく貸株等を行わない旨について合意する予定であります。なお、当社は、割当予定先と、割当予定先が払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、並びに割当予定先が当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することを内容とする確約書を受領する予定であります。

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債及び転換により取得する当社普通株式について、割当予定先であるシオノギからは中長期的に保有する予定である旨を口頭で確認しており、また本買取契約において、業務提携の趣旨に鑑み業務提携期間中は当社の事前の承諾なく譲渡しない旨、及び合理的理由なく貸株等を行わない旨について合意する予定であります。なお、発行要項に記載の通り、本新株予約権付社債においては本社債と本新株予約権を分離することができず、本新株予約権付社債の譲渡に関し当社取締役会の承認を要する譲渡制限条項が付されており、当社取締役会の承諾がない限り譲渡することができない条件となっております。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、シオノギの直近の四半期報告書(平成29年8月9日提出)に記載の総資産、純資産、並びに現金及び預金等の状況を確認した結果、本第三者割当に係る本新株式及び本新株予約権付社債の払込みについて問題ないものと判断しております。

(7) 割当予定先の実態

シオノギは、東京証券取引所市場第一部に上場しております。当社は、シオノギが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、シオノギの役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないものと判断しております。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本有価証券届出書の効力発生後にシオノギと締結する予定の本買取契約において、本新株式及び本新株予約権付社債の転換により取得する当社普通株式について、業務提携期間中は当社の事前承諾なく譲渡しない旨を、シオノギと合意する予定であります。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本新株式

本新株式の発行価額は、割当予定先であるシオノギとの協議を経て、本新株式の発行に係る平成29年10月31日開催の取締役会決議の直前営業日(平成29年10月30日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である298円といたしました。

なお、当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日までの直近1ヶ月の終値平均値は1株295円(プレミアム率1.02%)、取締役会決議日の直前営業日までの直近3ヶ月の終値平均値は1株299円(ディスカウント率0.33%)、取締役会決議日の直前営業日までの直近6ヶ月の終値平均値は1株329円(ディスカウント率9.42%)となっております。

当社は、発行決議日の直前営業日の終値を発行価額とすることは、当社の企業価値を最も合理的に反映していると考えられる当社普通株式の市場価格を基準に決定したものであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、合理的な発行価額であると認識しております。

また、本新株式の発行価額の決定に当たっては、当社監査役3名全員(うち、社外監査役2名)より、当社の企業価値を最も合理的に反映していると考えられる当社普通株式の直近の市場価格を基準とした価額を用いており、当該価額からディスカウントされた価額を用いていないこと、当該発行価額が日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲にて決定されたものであること等から総合的に判断すると、上記発行価額が割当予定先に特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を得ております。

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表者：黒崎 知岳、所在地：東京都港区元赤坂1-1-8)(以下、「赤坂国際会計」といいます。)に依頼いたしました。赤坂国際会計と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを基礎として用いて本新株予約権付社債の評価を実施しております。また、当該算定機関は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件、評価基準日の市場環境、当社及び割当予定先の権利行使行動並びに割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(転換価額の水準、権利行使期間、株価上昇局面で転換権行使時の経済価値が転換権不行使時の経済価値を上回る場合に割当予定先による転換がなされること、等を含みます。)を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しております。

また、本新株予約権付社債に係る本新株予約権の転換価額については、本第三者割当のスキームが本新株式と本新株予約権付社債を組み合わせたものであることから、本新株式の発行価額と同額とすることが、適切であると判断いたしました。

当社は、上記算定機関の評価(本新株予約権付社債の評価額 額面100円当たり99.3円~102.8円、及び本新株予約権の実質的対価 額面100円当たり29.0円~34.0円、並びに本新株予約権の公正な価値 額面100円当たり8.3円~17.9円)及び新株式の発行価額を踏まえ、また、割当予定先であるシオノギとの協議の結果、本新株予約権付社債の発行価額を額面100円につき100円、本新株予約権につき金銭の払込みを要しない、また転換価額を本新株式の発行に係る平成29年10月31日開催の取締役会決議の直前営業日(平成29年10月30日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である298円といたしました。当社は、本新株予約権の実質的な対価である本社債に本新株予約権を付すことにより得られる経済的利益と、本新株予約権の公正な価値とを比較し、かかる経済的利益が本新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が割当予定先に特に有利ではないと判断いたしました。

また、これらの決定に当たっては、当社監査役3名全員(うち、社外監査役2名)より、算定機関が算定にあたり採用したパラメータに不合理と認められる点がなく、また一般的に用いられるオプション評価モデルに従って算定されていることから、第三者算定機関により算定された公正な評価額に基づき当該評価額の範囲内にて条件が決定された本新株予約権付社債の割当予定先に対する発行は、割当予定先に特に有利な条件には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行株式数600,000株(議決権数6,000個)及び本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数4,900,000株(議決権数49,000個)の合計5,500,000株(合計議決権数55,000個)につき、平成29年6月30日現在の当社発行済株式総数12,196,500株及び議決権数121,916個を分母とする希薄化率は45.09%(議決権ベースの希薄化率は45.11%)に相当し、一定の希薄化が生じることになります。しかしながら当社は、今般のシオノギとの業務提携にかかる基盤技術整備及び開発候補品の基礎的研究を推進し、シオノギとの業務提携第2フェーズへの移行を確実なものとするために必要な研究開発資金及び設備投資資金、並びに当社事業維持に必要な運転資金を確保することが必須であります。

また、先述の通り、当社は、平成29年2月14日開示「平成28年12月期決算短信」において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識するに至っており、加えて、平成29年3月31日に提出した平成28年12月期における有価証券報告書において債務超過となったことから、同日に東京証券取引所の有価証券上場規程第603条第1項第3号本文の規定に基づき、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄に指定されております。当該猶予期間は平成29年1月1日から平成29年12月31日までとなっております。平成29年1月31日開示「当社連結子会社である株式会社UNIGENの当社持分株式譲渡に関するお知らせ」に記載の通り、同日連結子会社である株式会社UNIGENを譲渡いたしました。その結果、平成29年12月期より単体業績となったことから当該債務超過状態は一旦解消しておりますが、平成29年12月期通期業績において債務超過を確実に解消することが喫緊の課題となっております。

これらを解決するため、資本増強及び必要資金の確保が必要であるとの判断の下、当社取締役会にて、発行数量及び株式の希薄化の規模について慎重に検討し決議いたしました。

また、本新株式及び本新株予約権付社債の割当予定先であるシオノギからは、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (5) 株券等の保有方針」に記載の通り、取得した本新株式及び本新株予約権付社債の転換により取得した当社普通株式を中長期的に保有する方針であり、業務提携期間中は当社の事前の承諾なく譲渡しない旨、及び合理的理由なく貸株等を行わない旨を本買取契約において合意する予定であることから、当社として当社普通株式の流通市場に与える影響は限定的なものと考えております。

当社は、本新株式及び本新株予約権付社債の発行により調達した資金を、シオノギとの業務提携にかかる研究開発資金及び設備投資資金、並びに当社運転資金に充当する予定であります。また、資本増強を通じて財務状況の改善を図りつつ、シオノギが一定の議決権比率を有する安定株主となることにより、当社経営の安定にも寄与するものであります。これらを通じて、当社の中長期的な収益基盤の拡大及び財務基盤の強化が実現できることから、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えております。従って、本新株式及び本新株予約権付社債の発行による当社普通株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行により増加する株式数600,000株に係る議決権の数は6,000個であります。また、本新株予約権付社債が全て転換された場合に発行される当社の普通株式の数4,900,000株に係る議決権の数は49,000個であります。よって、本新株式が発行され、かつ本新株予約権付社債が全て転換された場合の本第三者割当による希薄化率は、平成29年10月30日現在の発行済み株式数12,196,500株に対し45.09%(平成29年10月30日現在の議決権の数121,916個に対し45.11%)であり25%以上となります。

よって、本新株式及び本新株予約権付社債の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 本新株式の発行後

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)
塩野義製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町 3 - 1 - 8	-	-	600,000	4.69
アピ株式会社	岐阜県岐阜市加納桜田町 1 - 1	400,000	3.28	400,000	3.13
加賀谷 龍司	青森県青森市	130,000	1.07	130,000	1.02
西久保 憲三	香川県高松市	90,000	0.74	90,000	0.70
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅 4 - 7 - 1	65,000	0.53	65,000	0.51
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町 1 - 4	53,600	0.44	53,600	0.42
遠藤 有仁	東京都江戸川区	50,000	0.41	50,000	0.39
高梨 博	神奈川県伊勢原市	50,000	0.41	50,000	0.39
丸山 吉弘	埼玉県深谷市	45,200	0.37	45,200	0.35
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS- MARGIN (CASHPB) (常 任代理人 野村証券株 式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京 都中央区日本橋 1 - 9 - 1)	44,100	0.36	44,100	0.34
計	-	927,900	7.61	1,527,900	11.94

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年6月30日時点の株主名簿をもとに平成29年10月31日までに当社が確認した大量保有報告書を反映し記載しております。

3. 今回の割当予定先以外の株主(本新株式発行前からの株主(平成29年10月31日までに当社が大量保有報告書により確認した者を除く。))の所有議決権数の割合については、平成29年6月30日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

(2) 本新株式の発行及び本新株予約権付社債が全て転換された後

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)
塩野義製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町 3 - 1 - 8	-	-	5,500,000	31.09
アピ株式会社	岐阜県岐阜市加納桜田町 1 - 1	400,000	3.28	400,000	2.26
加賀谷 龍司	青森県青森市	130,000	1.07	130,000	0.73
西久保 憲三	香川県高松市	90,000	0.74	90,000	0.51
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅 4 - 7 - 1	65,000	0.53	65,000	0.37
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町 1 - 4	53,600	0.44	53,600	0.30
遠藤 有仁	東京都江戸川区	50,000	0.41	50,000	0.28
高梨 博	神奈川県伊勢原市	50,000	0.41	50,000	0.28
丸山 吉弘	埼玉県深谷市	45,200	0.37	45,200	0.26
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS- MARGIN (CASHPB) (常 任代理人 野村證券株 式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京 都中央区日本橋 1 - 9 - 1)	44,100	0.36	44,100	0.25
計	-	927,900	7.61	6,427,900	36.33

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年6月30日時点の株主名簿をもとに平成29年10月31日までに当社が確認した大量保有報告書を反映し記載しております。

3. 今回の割当予定先以外の株主(本新株式及び本新株予約権付社債の発行前からの株主(平成29年10月31日までに当社が大量保有報告書により確認した者を除く。))の所有議決権数の割合については、平成29年6月30日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

4. 今回発行される本新株予約権付社債に付される本新株予約権は、転換されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後、割当予定先による転換状況及び転換後の株式保有状況に応じて、所有株式数及び所有議決権数の割合の状況が変動いたします。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

前述の通り、当社は、UMN-0502の国内製造販売承認申請取り下げに伴い、抜本的な事業再編を行い多額の事業整理損を特別損失として計上した結果、平成29年2月14日開示「平成28年12月期決算短信」において、継続企業の前段に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識するに至っており、また、平成28年12月期の有価証券報告書において債務超過となったことから、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となっております。当該猶予期間は平成29年1月1日から平成29年12月31日までとなっております。当該状況の解消を早急に図る必要があると判断しております。

現時点における当社の資金状況に鑑みた場合、シオノギとの業務提携に係る研究開発及び設備投資に充当するための資金を新たに確保するとともに、当社運転資金の確保が必須の状況であります。また、継続企業の前段に係る重要な疑義を早期に解消するとともに、上場廃止猶予期間入りの状況を実に解消すべく、より一層の財務基盤の強化が喫緊の課題となっており、必要な対応を早急に図る必要があります。

上記状況に鑑み、当社は、様々な資金調達を選択肢について検討した結果、今回、本新株式及び本新株予約権付社債による資金調達を決定いたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容を行うこととした理由

本第三者割当による本新株式及び本新株予約権付社債の発行により、25%以上の割合で希薄化が生じることから、株主総会における議決権行使や株主提案権等に影響を及ぼすこととなり、また、株主価値も希薄化し、株価も下落する可能性があります。

しかしながら当社は、今般のシオノギとの業務提携にかかる基盤技術整備及び開発候補品の基礎的研究を推進し、シオノギとの業務提携第2フェーズへの移行を確実なものとするために必要な研究開発資金及び設備投資資

金、並びに当社事業維持に必要な運転資金を確保することが必須であると判断しており、中長期的な当社の企業価値向上に資することから、株主の利益に貢献するものと判断いたしました。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

本第三者割当による本新株式及び本新株予約権付社債の発行により、本第三者割当に係る取締役会決議前における当社の総議決権数である121,916個を前提とすると45.11%となり、25%以上の希薄化が生じることになることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認の手続きのいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による本新株式及び本新株予約権付社債について、全てをシオノギへ割り当てること、シオノギにおいて中長期的に保有する方針であり、業務提携期間中は当社の事前の同意なく譲渡しない旨、及び合理的理由なく貸株等を行わない旨について本買取契約において合意する予定であること、また現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、当社と利害関係のない社外有識者である加本巨弁護士(ホーガン・ロヴェルズ法律事務所)、当社の社外監査役であり、かつ東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立役員である加藤凱信氏及び船倉俊明氏の3名によって構成される第三者委員会(以下、「本第三者委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を平成29年10月27日に入手しております。なお、本第三者委員会に意見の概要は以下の通りであります。

意見の結論

本第三者割当の必要性及び相当性はあると思料します。

結論に至った理由

(1) 必要性

当社の現在の余裕資金は2018年2月までの事業を対象とすることが予定されており、同月以降の事業の維持のために新たに資金を調達する必要性が高い。また当社の財務諸表には継続企業の前提に重要な疑義が存在することの注記(以下、「GC注記」といいます。)が記載されているところ、当社の企業としての与信力を高めるべくGC注記の早期解消が必要であり、その点からも資金調達の必要性が強く認められる。さらに当社は、東京証券取引所(以下、「東証」といいます。)によって上場廃止猶予期間入り銘柄に指定されており、東証上場規程によれば2期連続債務超過の場合に上場廃止となることから、それを避けるためにも自己資本の増強が必要と考えられる。以上に照らせば、当社には明らかに資金調達の必要性が認められる。

(2) 相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

他の資金調達手段として、公募又は株主割当による新株発行、行使価額が固定された新株予約権の割当て、新株予約権の無償割当て、銀行借入による調達を検討した上で、第三者割当による新株発行と転換社債型新株予約権付社債の発行を選択したとのことであるところ、上記のとおり自己資本の増強の必要性が強いことや有力な事業会社との資本業務提携が求められることといった現在の状況を踏まえれば、当該選択に十分な合理性があると考えられる。

(イ) 割当予定先について

割当予定先であるシオノギについて、伝統があって豊かな創薬力を有する製薬企業であり、実績が十分であることが明らかである。またシオノギが東証一部に上場しており、東証に提出されたコーポレート・ガバナンス報告書に記載される反社会的勢力排除に関する基本的考え方及びその整備状況を確認することにより、シオノギの役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないものと判断される。

(ウ) 発行条件について

有価証券の価値の査定に定評のある株式会社赤坂国際会計が本第三者割当にかかる新株予約権付社債について発行条件を踏まえて価値評価を行っており、同社が評価額をどのように算出したかについて、第三者委員会としては、同社担当者から直接説明を受け、その説明について特に不合理な点を見出していない。その評価額に照らして、発行価格について不合理な点はないと考える。また本第三者割当にかかる新株式について、その発行価格は発行決議日の直前営業日の終値であるとのことで、こ

の点は第三者割当による新株発行の一般的実務に照らして問題ないとする。その他の発行条件についても、当社と割当先との間で現在交渉の対象となっている業務提携及び資本提携による協業に関する基本契約(業務資本提携契約)のうち主要な契約条件を検討し、特に不合理な点を見出しておらず、当該業務資本提携契約については外部の法律事務所における弁護士の助言を得ながら交渉しており、その交渉プロセスにも不備がないものと思われる。

(エ) 希薄化について

本第三者割当により既存株主の持株比率及び議決権比率に大きな希薄化が生じるものの、シオノギとの間で業務提携に加えて資本提携を行うことで、シオノギが安定株主として中長期的な視点にて当社との協業体制を資本面及び資金面から支援することを考えると、本第三者割当が当社の企業価値及び株主価値の向上につながる蓋然性は非常に高いと思われ、当社の株主にとっては希薄化を上回る効果があると評価できる。

(オ) その他

本第三者割当は、平成28年11月21日の第20回新株予約権発行から1年も経たないうちになされることから、この観点から本第三者割当の相当性に疑義が生じることにならないか検討した。この点、当該発行後に当社のUMN-0502についての当局の承認を取得できないという想定外の事態に至り、それが原因で当社の経営状況が大きく変化し、その結果新たな資金調達必要性が生じているという側面もあることを踏まえると、平成28年11月21日の第20回新株予約権発行から1年も経っていないことが、本第三者割当の相当性を否定する理由にならないと判断される。

上記の意見書を踏まえ検討した結果、今般のシオノギとの業務提携にかかる基盤技術整備及び開発候補品の基礎的研究を推進し、シオノギとの業務提携第2フェーズへの移行を確実なものとするために必要な研究開発資金及び設備投資資金、並びに当社事業維持に必要な運転資金を確保するため、本新株式及び本新株予約権付社債による資金調達を決定いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 資本金の増減について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第13期、提出日平成29年3月31日)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月31日)までの間において、以下の通り減少しております。

有価証券報告書(13期)提出日 (平成29年3月31日)現在の資本金	減少額	本有価証券届出書提出日 (平成29年10月31日)現在の資本金
10,184,536(千円)	9,967,021(千円)	217,515(千円)

- (注) 1. 第13期末日(平成28年12月31日)現在の資本金は10,117,021千円ですが、平成29年1月1日から平成29年2月28日までの間に新株予約権の行使により資本金が67,515千円増加しており、有価証券報告書(13期)提出日(平成29年3月31日)現在の資本金は10,184,536千円となっております。
2. 減少額は、平成29年3月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成29年5月2日付で減資の効力が発生したことによるものであります。

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第13期、提出日平成29年3月31日)及び四半期報告書(第14期第2四半期、提出日平成29年8月10日)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年10月31日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年10月31日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

3. 経営上の重要な契約等について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第13期、提出日平成29年3月31日)「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載の下記の契約は、平成29年10月31日に解約しております。

(5) 共同研究契約

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
当社	第一三共株式会社	日本	UMN-2002	平成26年2月14日	・ノロウイルスワクチンの開発可能性の確認を目的とした基礎研究を共同で実施する	2015年3月31日まで。但し、別途協議の上、書面による合意により当該実施期間を短縮又は延期することができる。

また、下記の契約を平成29年10月31日に締結しております。

業務提携及び資本提携による協業に関する基本契約

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
当社	塩野義製薬株式会社	日本	-	平成29年10月31日	・塩野義製薬株式会社の資金支援のもと、当社の感染症予防ワクチンに関する各種知見・ノウハウ・技術を用いて、ヒト用感染症予防ワクチンをはじめとする創薬に関する基盤技術整備を実施する	第1フェーズの研究が継続する期間とする。第1フェーズの研究は、本契約締結日より開始し、第1フェーズの研究が完了したと当事者が書面で合意した日又は第1フェーズの研究

の開始日から4 年を経過した日 のいずれか早い 日に終了する。
--

4. 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第13期)提出日(平成29年3月31日)以降、本有価証券届出書提出日(平成29年10月31日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成29年4月3日提出)

1 提出理由

当社は、平成29年3月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年3月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金 9,967,021,940円

(2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

平成29年5月2日

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金 9,636,021,940円

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

平成29年5月2日

3. 剰余金の処分の内容

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 19,603,043,880円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 19,603,043,880円

第2号議案 定款一部変更の件

当社は中長期的な成長戦略の構築や内部統制の充実が課題と認識しており、当該課題に対応するため、定款の一部を変更する。

(1) 事業目的に関する変更

事業の多様化及び今後の事業展開に備えるため、「バイオテクノロジー応用品の開発・製造・販売」を追加する。

(2) 代表取締役及び役付取締役に関する事項

体制の整備を図るため、一部文言を変更する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、北村賢二、船倉俊明の2氏を選任する。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額24,000千円以内とする。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の 減少並びに剰余金の処分の件	49,199	4,827		(注) 1	可決 91.06
第2号議案 定款一部変更の件	49,951	4,075		(注) 2	可決 92.45
第3号議案 監査役2名選任の件					
北村 賢二	49,226	4,799		(注) 3	可決 91.11
船倉 俊明	48,982	5,043			可決 90.66
第4号議案 監査役の報酬額改定の件	47,313	6,713		(注) 1	可決 87.57

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

5. 最近の業績の概要

平成29年10月31日開催の当社取締役会において承認された第14期第3四半期累計期間(自平成29年7月1日至平成29年9月30日)における四半期財務諸表は以下の通りであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了していませんので、四半期レビュー報告書は受領していません。

(1) 四半期貸借対照表

(単位:千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	566,098	196,115
売掛金	6,130	498
仕掛品	-	286
その他	77,925	82,756
流動資産合計	650,154	279,657
固定資産		
投資その他の資産	44,201	45,293
固定資産合計	44,201	45,293
資産合計	694,355	324,950
負債の部		
流動負債		
流動負債	122,448	21,970
固定負債		
資産除去債務	22,787	23,041
その他	340,332	3,714
固定負債合計	363,119	26,755
負債合計	485,568	48,725
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,117,021	217,515
資本剰余金	9,786,021	217,515
利益剰余金	19,700,179	158,607
自己株式	197	197
株主資本合計	202,666	276,225
新株予約権	6,120	-
純資産合計	208,786	276,225
負債純資産合計	694,355	324,950

(2) 四半期損益計算書

(第3四半期累計期間)

(単位:千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年9月30日)
売上高	4,050
売上原価	3,003
売上総利益	1,046
販売費及び一般管理費	413,081
営業損失()	412,034
営業外収益	
受取利息	6
助成金収入	336,618
その他	15,424
営業外収益合計	352,048
営業外費用	
支払利息	15
株式交付費	993
営業外費用合計	1,008
経常損失()	60,994
税引前四半期純損失()	60,994
法人税、住民税及び事業税	477
法人税等合計	477
四半期純損失()	61,471

(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失()	60,994
受取利息	6
支払利息	15
株式交付費	993
助成金収入	336,618
売上債権の増減額(は増加)	5,632
その他	78,941
小計	469,919
利息の受取額	6
利息の支払額	15
法人税等の支払額	2,921
営業活動によるキャッシュ・フロー	472,849
投資活動によるキャッシュ・フロー	
差入保証金の差入による支出	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	50
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	25,000
株式の発行による収入	132,956
その他	5,040
財務活動によるキャッシュ・フロー	102,916
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	369,982
現金及び現金同等物の期首残高	566,098
現金及び現金同等物の四半期末残高	196,115

(4) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

当社とアステラス製薬株式会社は、平成22年9月21日付の共同事業契約締結以降、共同で組換えインフルエンザHAワクチンASP7374(当社開発コード:UMN-0502 組換えインフルエンザHAワクチン(多価))及びASP7373(当社開発コード:UMN-0501 組換えインフルエンザHAワクチン(H5N1))の開発を積極的に進めてまいりました。

しかしながら、アステラス製薬株式会社より、当該共同事業契約の解約権を行使する旨の申し入れを受け、当社の収益基盤の重要な柱の1つでありました国内インフルエンザワクチン供給事業の継続が困難となったことから、当社は、前事業年度に事業整理損7,865,830千円を特別損失に計上しております。

また、当社は、平成29年1月31日に当社連結子会社であった株式会社UNIGENの当社保有株式の全てをアピ株式会社へ譲渡し、当社グループ体制を抜本的に再編いたしました。

当第3四半期累計期間においては、当社単体として次世代バイオ医薬品自社開発事業及びバイオ医薬品等受託製造事業を中心とする事業の再構築を図っておりますが、継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

これらの状況を総合的に勘案すると、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社は、当該状況を解消するために、引き続き以下の対策を講じ、当該状況の改善に努めてまいります。

収益及び利益の確保

次世代バイオ医薬品自社開発事業において、各パイプラインの開発を進め、提携に伴う契約一時金、開発の進捗に伴うマイルストーンペイメント及び開発協力金を収受することを目的に、積極的に事業会社との共同開発への参加の打診、提携活動を進めてまいります。

また、個別のパイプライン毎の提携とは別に当社事業・技術について相乗効果が考えられる事業戦略を持つ複数の提携候補先と、共同研究、共同開発、包括的技術提携など幅広い提携の可能性についても協議を進めてまいります。

バイオ医薬品等受託製造事業においては、これまで受注している案件の継続受託を続ける一方で、新規案件について、ヒト用医薬品以外のバイオテクノロジー応用品、ワクチン候補抗原以外のバイオ医薬品候補の受託にも範囲を広げることにより、売上及び利益の確保を目指してまいります。

経費の削減

固定費をはじめ事業費用の削減に努めるとともに、徹底したコストコントロールを実施し、経費の削減を継続してまいります。

しかしながら、これらの対策を講じても、業績及び資金面での改善を図る上で重要となる売上高及び営業利益の確保は外部要因に大きく依存することになるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を第1四半期会計期間から適用しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	平成29年3月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第14期 第2四半期)	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	平成29年8月10日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年3月30日

株式会社 UMNファーマ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 澤 義 典 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社UMNファーマの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UMNファーマ及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、重要な収益基盤である国内インフルエンザワクチン供給事業の継続が困難な状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年1月30日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社UNIGENの会社所有株式全てをアビ株式会社に譲渡することを決議し、平成29年1月31日に譲渡している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社UMNファーマの平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社UMNファーマが平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月30日

株式会社 UMNファーマ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 澤 義 典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社UMNファーマの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UMNファーマの平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、重要な収益基盤である国内インフルエンザワクチン供給事業の継続が困難な状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年1月30日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社UNIGENの会社所有株式全てをアビ株式会社に譲渡することを決議し、平成29年1月31日に譲渡している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8月 4日

株式会社UMNファーマ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 澤 義 典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社UMNファーマの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第14期事業年度の第2四半期会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成29年1月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社UMNファーマの平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は重要な収益基盤である国内インフルエンザワクチン供給事業の継続が困難な状況となり、次世代バイオ医薬品自社開発事業及びバイオ医薬品等受託製造事業を中心とする事業の再構築を図っているものの、継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。